

清朝在外公館における西洋人スタッフの外交活動に関する考察

——清仏戦争時のハリデー・マカートニーの活動を中心に——

トーマス・バレット

はじめに

本稿の目的は、清朝駐英公使館で二八年間勤務し、英文翻訳官ならびに参贊官を歴任したマカートニー (Harold MaCarthy) の清仏戦争時における外交活動の意義を分析するとともに、その活動を、彼が当時仕えていた曾紀澤 (清朝駐英・露公使) が行った外交の中に位置付けることである。

周知のように、清仏戦争はベトナムをめぐる一八八四年から一八八五年にかけて清朝とフランスとの間で行われた戦争である。それを終結に導いたのは、清朝の洋関総稅務司を務めていたイギリス人のハート (Robert Hart) であった。中国にいたハートは、海関ロンドン局長を務めていたキャンベル (James Duncan Campbell) を代理人としてパリに赴かせ、一八八五年一月から五月にかけて、電報で命令を下しながら、フランスの首相・外相を兼任したフェリ (Jules Ferry)、フェリ内閣の総辭職後に着任したフランス外務省政治局長ビオー (Albert Billot) ならびに同副局長のコゴルダン (Georges Cogordan) との交渉に当たらせた。その努力は、やがて一八八五年六月九日に、北洋大臣・直

隸総督李鴻章とフランス駐清公使パトノートル (Jules Pandre) との間で締結された天津条約において実を結ぶこととなった。

以上の交渉過程は既に多くの研究によって取り上げられてきた。⁽¹⁾しかし、一八八四年一〇月から一八八五年三月末までの間、清朝とフランスとの間で、ハート、キャンベルとは異なる少なくとも四つのルートを通して非公式交渉が試みられたが、この多面的な構造は先行研究において充分論じられてこなかった。それぞれのチャンネルの間では相互作用が見られたが、各チャンネルの清朝側の交渉実務を担当したと見られる者は、①清朝駐英公使館参贊官のマカートニー、②天津海関道の盛宣懷、③欧州留学中の清朝学生の洋監督を務めていたフランス人のジケル (Prosper Giquel)、④駐フランス・ドイツ・オランダ・イタリア公使を兼任していた許景澄である。⁽²⁾こうした多面的な構図を一瞥すると、興味深いことに気づく。それは、上記の五つのチャンネルのうち、三つが清朝に雇われた西洋人によって担われたという事実である。

こうした状況を考えると、清朝に雇われた西洋人は清仏戦争期の外交ないし清朝の外政システムにおいていかなる位置を占めていたのか、その役割は実際にどのようなものであったのか、という疑問が自ずから出てくるだろう。上述の如く、最終的な和解を導いたハートとキャンベルによる交渉は、既に多くの研究者の注目を浴びてきたが、マカートニーやジケルなど、清朝の在外公館や清朝が海外で展開した事業のために雇われた西洋人の外交上の貢献、ないしは清朝の外政システムにおける彼らの役割・位置付け等については、いまだに未解明の部分を多く残している。

とはいえ、これまでも彼らの清仏戦争期の外交への関与が完全に無視されてきたわけではない。本稿が対象とするマカートニーに関していえば、その長年の友であったボルジャー(Demetrius Boulgar)が彼の手元に遺されたマカートニー関連の一次資料を駆使して、マカートニー没後に伝記を綴っている⁽³⁾。その中には、フランス側の非公式接触者との往復書翰に加え、彼が起草した条約案も一部収録されており、その史料価値は実に高い。一方、清仏戦争期の曾紀澤の活動に着目した李恩涵の研究では、マカートニーの名前は登場するが、記述の中心はむしろ彼が仕えた曾に置かれ、マカートニーが曾の外交に関わった意義についての分析が見られない⁽⁴⁾。また、上述したハートとキャンベルによる交渉を分析の中心に据えた研究でも、マカートニーが担当した非公式交渉についての言及はあまり多くない。このように、マカートニーの存在はいずれの研究においても認められているものの、清仏戦争期の外交に彼が関与した意義や清朝公使らが行った外交交渉との関連性については殆ど捨象されてきたと言ってよい。

以上の研究状況をふまえ、本稿では以下の二点を考察対象として設定する。第一に、曾紀澤とマカートニーが関わった外交交渉において、両者の間でどのような役割分担がなされていたのかという点。第二に、西洋人でありながら、清朝駐英公使館の参贊官を務めていたこと、つまり欧州社会に属しながら清朝の機構下に属していたマカートニーの「二重性」は、彼が関わった外交交渉にどれほど作用したのかという点。具体的には、①彼の欧州社会における人脈や社会的地位、および、②彼が欧州・清朝双方の事情と諸言語に精通していたことがそれぞれどのように有効に働いたのかを考察する。

この作業を、マカートニーのような在外公館の西洋人館員が、清朝在外公使の外交、あるいは清末中国の外交シ

STEMにおいていかなる位置を占め、また彼の活動がどのような意義をもったかを解明するための一助としたい。

第一章 華中の幕友からロンドンの参贊官へ

清仏戦争時におけるマカートニーの外交活動の検討に入る前に、まず、彼が清朝の外交に関わるようになった背景について説明しておきたい。

一八五八年にエディンバラ大学で医学博士を取得して卒業した彼は、インドでの任務を経て一八六〇年にイギリス軍の軍医として中国に派遣された。一八六二年に辞職し、同年より常勝軍の一員となって太平天国の鎮圧に関わった。その後、李鴻章の幕友となり、松江砲局、蘇州砲局と金陵機器局の監督をそれぞれ務めた。なお、この金陵機器局での任務をきっかけに彼は曾紀澤と出会っている。二人はほぼ毎日会って、いろいろと議論を交わしたほか、曾の母が病に罹った際には、マカートニーが治療に当たった。⁽⁶⁾

しかし、一八七五年一月、マカートニーの監督としてのキャリアには終止符が打たれた。金陵機器局で製造した平射砲を大沽の北方と南方の砲台に据え付けた際、いずれも同時に爆発し、多数の死傷者を出したのである。⁽⁷⁾

その結果、マカートニーは職を辞することとなったが、翌年の一八七六年には、彼のキャリアは新たな転換期を迎える。李鴻章の推薦により初代駐英公使郭嵩燾とともに渡英し、清朝初の駐英公使館の二等英文翻譯官に任命された。郭の後任曾紀澤が着任した後、マカートニーは二等参贊官に昇進し、一九〇五年に引退するまで、その任にあり続けた。

第二章 清仏戦争勃発前における曾紀澤とマカートニーの外交活動

一八七四年に締結された第二次サイゴン条約により、フランスによるベトナムの保護領化が本格的に始動した。これは長い間存続していたベトナムと清朝の宗属関係を覆すものであった。翌年の五月二七日にフランスは当該条約の内容を総理衙門に通告し、六月一日に総理衙門はベトナムが「本より中國の屬國に係る」と主張した回答をフランス側に寄せたものの⁸⁾、事態の進展はしばらく見られなかった。しかし、一八八〇年に入ると、北ベトナムのトンキン地方で繰り広げられていたフランス軍の軍事活動は清朝の注目するところとなり、当時駐仏公使を兼任していた曾紀澤はこれを機に当該問題に関わるようになった。曾の関与は、一八八〇年、ペテルブルクでイリ条約をめぐる交渉に当たっていた最中に、フランスの駐露公使シャンジ (Antoine Chanzy) に対してトンキンにおけるフランスの動向について問い合わせたことに始まるが、彼はその後も度々フランスの行動に対して抗議した。

しかし、曾はかかる抗議活動を通して清朝とベトナムの宗属関係の維持を再三訴えたため、フランス側から不興を買うこととなり、やがて一八八四年四月二八日に駐仏公使の任を解かれる結果となった。この罷免は、李鴻章とフランス海軍中佐フルニエとの間で同年五月に天津で開始され、のち李・フルニエ協定に結実する交渉を可能とするための、フランス側からの交渉条件の一つであった。¹⁰⁾

マカートニー自身も、本案件に比較的早い段階から関与した。曾は駐仏公使を罷免されるまで、一八八三年を通じてベトナム問題におけるイギリスの周旋を促そうとしたが、その間、イギリス側とのやりとりを担当したのは主

としてマカートニーであった。マカートニーを通じて、イギリス駐仏大使館の書記官を務めたプランケット (Francis Plunkett) とイギリスのグランヴィル外相 (Granville Leveson-Gower, 2nd Earl of Granville) を中心に、周旋の可能性について働きかけたほか、交渉の進捗状況や本案件に対するイギリス側の見解を探ろうとした。⁽¹²⁾ しかし、マカートニーの関与がもつとも重要性を増したのは一八八四年一〇月以降であった。

第三章 非公式交渉の発端

一八八四年五月一日に締結された李・フルニエ協定が有した意義は実に大きかった。なぜならば、この時点までに試みられながら失敗に終わったいくつかの交渉とは違って、清朝はトンキンの保護を放棄するという理解に双方が至ったからである。⁽¹³⁾ しかし、岡本隆司が指摘したように、その条文の内容は頗る曖昧なものであり、またいくつかの翻訳上の問題を孕んでいたため、実施にあたって紛糾が生じることとなった。⁽¹⁴⁾ その典型例が、清朝の「威望體面」に関する第四条をめぐる齟齬であった。ここでかかる条文の内容を確認しておこう。

法國は現ま越南と議改せる條約の内に、決して中國の威望體面を傷礙するの字樣を挿入せず、並びに以前に越南と立てし所の各條約にて東京に關涉せる者を將て、盡く銷廢を行ふを約明す。⁽¹⁵⁾

李・フルニエ協定の第二条では、清朝側はフランスとベトナムとの間で締結される条約を尊重すると約束したが、ここから分かるように、第四条でフランス側はそこには清朝の「威望體面」を傷つけるような言辞を挿入しないと約束した。ここで問題となったのは、清朝がその「威望體面」をめぐる条項をベトナムを「属邦」として引き続き

主張してもよいと考える根拠と見なした点である。⁽¹⁶⁾ 同年の六月六日にフランスがベトナムと第二次フエ条約を結んだ際には、フランスのフエ駐在大臣はベトナム国王が清朝から受けていた冊書と宝璽を清に送還させた。これは清朝側からすれば、その「威望體面」を傷つけると同時に、協定第四条に違反する行為でもあった。⁽¹⁷⁾ 後述するように、この「體面」問題をめぐる齟齬の解決は、マカートニーが試みた和解策においても大きな焦点となった。

しかし、条文をめぐる齟齬はそれだけにとどまらなかった。六月二三日には、撤兵に関する取り決めをめぐる解積のずれにより、北黎で武力衝突が勃発し、これによって清仏両国はついに全面的な戦争状態に入ることになった。八月五日には、フランス海軍は台湾の基隆を攻撃し、また二三日には馬江の役で清朝の福建艦隊を壊滅させた。さらに、一〇月一日にフランスは再び基隆を攻撃し、両国間の緊張関係がさらに高まった。

こうした緊迫した状況の中で、同年一〇月には、フランスの非公式接触者とマカートニーとの間に新たな交渉ルートが切り開かれた。その非公式接触者とは、フランスのル・ゴロワ紙 (*Le Gaulois*) の主筆を務めたメイヤー (*Arthur Meyer*)⁽¹⁸⁾ である。一〇月一四日にマカートニーはメイヤーからの書翰を受領し、その中でメイヤーは自らがフランス政界の高級官僚数名と昵懇であり、彼らにどんな伝言でも伝えられると説明した上で、清仏和解に向けて一緒に協力するのはどうかと打診した。⁽¹⁹⁾

面識がなかったにもかかわらず、⁽²⁰⁾メイヤーが曾紀澤ではなくマカートニーを最初に接触を試みるべき相手に選んだ理由はこれまで明らかにされてこなかった。マカートニーの役割を考える上で重要な論点と考えられるため、ここでメイヤーの判断に一定の影響を及ぼしたと考えられるいくつかの要因を指摘しておきたい。第一に、マカート

ニーは欧州の政界人や貴族が集まる催しに頻繁に出席し、時には清朝の代表として参加することもあった。⁽²¹⁾つまり、彼は欧州のエリート層と交流する機会を頻繁に持つており、この時点までにある程度の人脈を築いていたと考えられる。第二に、マカートニーはその二八年にわたる任期中、清朝の駐英・仏公使館の報道官に近い役割をも果たしていた。清朝と外国との間に問題が起きた場合、もしくは公使に対して批判的な記事が新聞に掲載された場合、マカートニーはその対応に当たることが多かった。⁽²²⁾そのため、欧州の報道関係者の間ではある程度知られていた人物であったと考えられる。第三に、一八八四年八月二二日にマカートニーはフランス人と再婚しているが、このニュースは当時のフランスの殆どの大手新聞に取り上げられた。この時、一部の新聞はマカートニーの経歴も紹介していた。⁽²⁴⁾こうした報道や英仏両国のエリート層との度重なる交流は、フランス国内におけるマカートニーの知名度を高めるのに一定の効果があったと考えられる。以上の三点と、マカートニーがフランス語に熟達していたことを⁽²⁵⁾考え合わせると、メイヤーにとってマカートニーがなぜ接近しやすい人物であったか、あるいは最初に接触を試みるべき相手として選ばれたかは腑に落ちるであろう。

さて、メイヤーからの書翰を受領したマカートニーは、翌一五日に曾の許可を得た上で早速返事を出している。その中で彼は、曾自身はあくまで「傍観者」の立場を取った上で、メイヤーとの応酬はマカートニーに任せたいという曾の希望を伝えたほか、メイヤーの仲介を受け入れる条件として、フランス政府は北黎事件の賠償金の支払い要求を放棄し、⁽²⁶⁾また平和的かつ永続性のある解決策をフランス側は誠実に望んでいるという言質を与えてほしいという意向も説明した。さらに、その要望が満たされれば、曾は本国政府に対して請訓するのを厭わないとも付言し

た。⁽²⁷⁾ なお、曾がマカートニーにメイヤーとの接触を許したのは、西洋の新聞の主筆を務める人物の中には、社会的地位の高い政治家や外交官を経験した人が多かったことから、彼の書翰を簡単に無視することはできないと考えたからである。⁽²⁸⁾

その後、メイヤーはフランス外務省の官僚と密接な関係にあった知人らにマカートニーの返事を見せたが、曾が賠償金の放棄を条件として提示する限り、外務省の関係者には見せられないという反応であった。メイヤーは二〇日付けの書翰においてマカートニーにこれを説明し、またフランス側が賠償金の支払い要求を放棄するかどうかは、マカートニーが代わりに提示する提案の内容次第であるため、曾が望んでいる賠償金の放棄要求が実現するかどうかは、マカートニー次第であるとも付言した。⁽²⁹⁾

これに対して、マカートニーは二七日付けの書翰において、清朝は賠償金の支払いを絶対に認めないので、二人で別の解決策を探るほかないと説明し、「貿易特権を付与することで、フランス側は満足すると取り沙汰されているが、果たしてその通りかどうか、是非知らせてほしい」とメイヤーに打診した。⁽³⁰⁾

メイヤーは二九日付けの書翰において、イギリスとドイツが満足して反対しないような特権をフランスに与えることはおそらく困難であり、また総理衙門から何らかの特権を引き出せたとしても、それはせいぜいトンキンのみに関わる局地的な特権になってしまう可能性が高いとその提案に反対の意を示し、代わりに四つの条件から成った解決策を提示した。それは、第一に、李・フルニエ協定を履行すること。第二に、中国兵のトンキンからの撤退とフランス軍艦の中国領海からの撤退を同時に実行すること。第三に、フランスは北黎事件の賠償金の要求を放棄す

ること。そして、第四に、李・フルニエ協定が実行されることの担保として、フランスは台湾を占領することであった。⁽³¹⁾

マカートニーは一月一日にメイヤーに返答を寄せたが、その中で清朝側の主張を認めた賠償金の放棄に関する提案を除き、その他の提案が清朝政府に承認される可能性について懐疑的な態度を示し、また本件について曾の意見を求めたが、彼は本国政府に確認するまでは意思表示を控えようとしていると説明した。ただ、確認を取る前に、フランス政府は本当にメイヤーが提案した条件を受け入れてくれるのかどうか、その根拠がほしいということも合わせて述べた。⁽³²⁾

それにもかかわらず、マカートニーからメイヤーの解決策についての報告を受けた曾は、同日総理衙門にその提案の要約を打電した。⁽³³⁾ 曾が根拠を求めていることを伝えたマカートニーの一月一日付けの書翰に対し、メイヤーは六日に返答を寄せたが、その中で「このようなことをフランス政府に提案すれば、間違いなく歓迎されると信ずる理由は充分にある」と説明した。⁽³⁴⁾

「間違いなく歓迎されると信ずる理由は充分にある」という説明を受けたにもかかわらず、曾が依然としてより具体的な根拠を望んでいたことは、彼がその二日後の八日に総理衙門宛に打電した電報の内容から窺える。曾はメイヤーから受領した提案の各項を伝えた上で、フランスの官僚がこれを声明し、あるいはこれを明記した文章を提示してくれば総理衙門にはじめて打電してもよいが、台湾占領という第四項を始めとして、清朝側からすればこれらの条件を全て受け入れるのは困難であろうと返答した旨が述べられている。ここから分かるように、メイヤーに

よる提案はこの段階で既に総理衙門に到達されていたのである。⁽³⁵⁾

具体的な根拠が提示されなかったにもかかわらず、軍機処はメイヤーが提示した条件に対して、一月上旬に新たな対案を曾および李鴻章に送った。⁽³⁶⁾ その要点は、第一に、李・フルニエ協定の破棄、第二に、トンキンに清朝の勢力圏を設定し、これを「保護」地域とする、第三に、フランスはベトナムに対して「保護」という名を用いることはできず、またその「政令」に干渉できない、そして、第四に、漢語版の条約を正文とする、という四点であった。⁽³⁷⁾ 岡本隆司が指摘したように、この対案は、勢力範囲の広さを除き、一八八二年一月の李・ブルー覚書以上に清朝に有利な内容であった。⁽³⁸⁾ 曾はその内容が「実行不可能」であり「相矛盾している」との不平を並べたものの、⁽³⁹⁾ 軍機処にこの対案でイギリス側に調停を打診するように命じられると、政見を封印して責めを塞ぐことにした。⁽⁴⁰⁾ そのため、マカートニーが担当したメイヤーとの間の連絡はしばらく中断することとなった。

第四章 イギリスによる調停に向けた条約案の起草とその挫折

軍機処の対案に不満を示したにもかかわらず、曾紀澤は一月二五日にグランヴィル外相に対して、本国から新たな対案を受理したため、これをもってイギリスに調停を依頼できるか否か直接話し合いたいという趣旨の書翰を送った。⁽⁴¹⁾

この会談が実現する前に、グランヴィルは一月一六日にイギリス駐清公使のパークス (Harry Parkes) から軍機処の対案を記した電報を既に受領していた。⁽⁴²⁾ グランヴィルは曾と同様に、その内容に対して不満を示し、その翌日に

パークスに打電し、イギリスは「本件を調停することを厭わない」が、「解決へと導く現実的な対案でなければならぬ」。(清朝が提案している対案は)その類のものではないので、調停にはまだ賛同できないと総理衙門に伝えるよう命じた。⁽⁴³⁾ イギリス側の史料では、軍機処の対案がなぜ現実的なものではないと考えられたか判然としませんが、パークスは十一月四日に「保護」という表現に異を唱え、その削除を勧めていたことは見逃せない。⁽⁴⁴⁾

曾は一八日にグランヴィルを訪問したが、案の定、その対案が非現実的なものであるという回答に接した。しかし一方で、現実的なものを提案できれば、フランス側に伝えてもよいという説明も受けた。⁽⁴⁵⁾

かくて曾はイギリスの調停が実現するような「現実的」な条約案を用意することになった。しかし、他の英文照会と同様に、⁽⁴⁶⁾その起草は曾自身ではなくマカートニーが担当した。キャンベルがハートに宛てた書翰によると、マカートニーは曾が総理衙門から受領した軍機処の対案に倣って、フランスと清朝がそれぞれ望んでいる条件をすべて備え、またそれが各国の「體面」を傷つけないことを意識しながら、清朝・フランス・ベトナムの三カ国間の新たな条約案を英文で起草し、さらに曾がその内容について検討できるように、別の館員に漢文に翻訳してもらった。⁽⁴⁷⁾ この草案に対して、曾はベトナムが調印国として想定されていることに反対の意向を示し、修正を求めた。ベトナムを「属邦」視する根拠と矛盾することになるのを懸念したためであろう。

ただし、マカートニーが最初に起草した条約案が三カ国間のものであったことは見逃すべきではない。ボルジャールの伝記によれば、マカートニー自身のライフワークとして、「中国を文明国の慣習に従うように導き、いずれはイギリスによって(中国が)他の大国と同様に配慮ある態度で扱われるようになる」⁽⁴⁸⁾ことを目指していたという。こうし

たマカートニーの意識は、マクマホン (Daniel McMahon) がつとに指摘するように、彼が行った新聞への寄稿に端的に表れているが、今回の三カ国間条約という提案からも、清朝を文明国の習慣に従わせ、ベトナムを「属邦」視するのをやめさせたい、という彼の考えを読み取ることができらる。また、マカートニーがこの時点から各国の「體面」を傷つけない草案起草すべきだと意識していたのも重要なポイントであり、次章で紹介するマカートニーの和策において重要な論点となる。

入朱後の漢語版条約案の内容は以下の通りである。

- 一、華は越の交隣を允す。
- 二、越の各國との訂約、華に礙げ無き者は允すべし。
- 三、越は舊に照らして華に貢す。
- 四、諒山の東の某處自り保勝の下の某處に至るまで線を畫き、線に依りて分かつべき界を劃す。
- 五、華は員を派して邊界の商務を商すを允す。
- 六、華・法^{フランス}越兵は戰を停む。
- 七、約は畫押の後、若干日にて、北京に在りて互換す。未だ換せざるの前に、口を封ぜざる法船を撤し、已に換せば、即ちに臺北の法兵を退く。

八、西曆の本年元日前に中・法約し、仍ほ照行す。此の約、漢・法に譯せる文は各の三分^{おのお}₍₅₀₎とす。

後述するように、本条約案はのちに清朝側には承認されたが、結局、フランス側に拒否されている。留意しなけ

清朝在外公館における西洋人スタッフの外交活動に関する考察

バレット

三〇九

ればならないのは、本条約案が清朝政府には承認された点である。

上述の如く、曾は一月月上旬に総理衙門から受領した条約案に対して不満を抱いていた。現存する史料から、曾がなぜ不満を抱いたかは判然としないが、岡本隆司が明らかにしたように、上記の条約案を軍機処の原案と比較してみると、「保護」という表現が削除されている⁽⁵¹⁾。その意味するところは、李・フルニエ協定と同じく、曾、そして清朝政府が、ベトナムに対する実質的な「宗主権」を断念したということに他ならなかった。なお、本条約案には清越間の旧来の宗属関係を彷彿とさせる条項もいくつか含まれていたが、これは李・フルニエ協定における、フランスはベトナムとの間の条約に清朝の「威望體面」を傷つける言辞を挿入しないことを約するという条項に基づくものであったと推測される。

つまり、この条約案が清朝政府に承認されたことは、フランスとの戦闘で困憊した清朝が「保護」の実質を断念し、『属国』の『體面』を保持するかたちで、和を講じ⁽⁵³⁾ようとしたことを意味したのであり、曾からすれば、フランスと清朝がそれぞれ望んでいる条件をすべて備え、また各国の「體面」を傷つけないものでもあった。したがって、曾はこの条約案こそがイギリスによる調停が実現する「現実的」な内容であると考えたはずである。

この条約案を総理衙門に到達する前に、曾はイギリスの外務事務次官のボンズフォート (Julian Pannefote) に見せ、その意見を求めた。一八八三年と同様に、この時期のイギリス側とのやりとりを担当したのは主としてマカートニーであった⁽⁵⁴⁾。

一月二三日にマカートニーから条約案を提示されたボンズフォートは、積極的な態度を示し、グランヴィル外

相に是非見せるべきものと判断した。⁽⁵⁵⁾翌日、ポンスフォートから条約案を見せられたグランヴィルも、「フランスはこれを受け入れるべきであろう」と述べ、フランス駐英大使のワディントン (William H. Waddington) をイギリス外務省に即日呼び寄せ、条約案を提示することにした。グランヴィルが今回の条約案に対して積極的な反応を示したのは、「保護」という名辞がなくなったところにあると曾は受け止めたといわれる。⁽⁵⁶⁾

しかし、ワディントンは反対の意を示した。彼がとりわけ許しがたかったのは、その内容が今まで議論されてきたものとは異なる内容から構成されていたこと、また、今回の提案で提示された境界線が、中国の領土が一般的に及ぶと認識される範囲とは異なるところで引かれようとしたことであった。さらに、今回指定された条件では、フランス兵の台湾からの撤退も承認しがたいものであった。そのため当該条約案の受け入れを断った。⁽⁵⁷⁾これに対して、グランヴィルはその受諾を促したほか、曾が総理衙門から最初に受領した対案は非現実的な内容であったため見えないようにしたが、今回の条約案こそが受諾可能なものと判断したため、フェリに是非見せるべきと考えたという説明も付け加えた。この働きかけはついに実を結ぶことはなかったが、グランヴィルはワディントンの反対を無視することにし、「イギリス政府が妥当かつ受諾可能なものである」と判断したことを理由に、イギリス駐仏大使のリオンズ卿 (Lord Lyons) に送り、フェリに提示するよう命じた。⁽⁵⁸⁾

一方、フランスの出兵を窺っていた曾は、イギリス側の前向きな反応に交渉妥結の希望を見出し、二七日にマカオトニーの条約案の内容を総理衙門に打電した。⁽⁵⁹⁾総理衙門はその翌日に返電し、条約案の内容が上論によって裁可されたことを曾に通知した。⁽⁶⁰⁾こうして後はフランスの反応を待つのみとなった。

しかし、事態は曾が望んだ通りに好転しなかった。一月一日にマカートニーはポンスフォートと再び面会し、フランス側が条約案を拒否したという報に接した。⁽⁶¹⁾その最大の原因は、フランス側が李・フルニエ協定の批准を絶対的な条件としていたところにある。⁽⁶²⁾

一月三日に、曾はグランヴィールと面会し、フランス側の新たな対案についての説明を受けたが、曾はその内容に不満を示し、受諾できるものではないと語った。その受理の可否について、フランス側は清朝に一〇日間の期限を与えていたので、グランヴィールは曾に対してその受理が可能であるかどうか、もう少し検討してほしいと述べた。⁽⁶³⁾曾は五日にグランヴィールと改めて面会したが、フランス側の対案はやはり受け入れられないものであると回答した。その理由は、曾が同日グランヴィールに手渡しした覚書から窺える。それは「清朝政府は李・フルニエ協定の批准には同意できないが、それとは実質的に同じ利益を与える用意がある」⁽⁶⁴⁾というものであった。

つまり、曾からすれば、上記の条約案は李・フルニエ協定と実質的に同じ利益をフランスに付与するものであった。「保護」という表現が削除されたことはフランス側にベトナムの宗主権を譲ることを意味し、また清越間の旧来の朝貢関係を彷彿とさせる条項は清朝の「體面」を傷つけないための名目的な価値を担保する条項に過ぎなかった。このような応酬が続く中で、ハートは交渉の進展について、キャンベル、イギリス政府のレンデル議員 (Smith Randal) および総理衙門からの情報提供を頻繁に受けていたため、両国が望む条件を充分把握していた。一二日には、ハートは曾とマカートニーの交渉が完全に行き詰まったことをキャンベルに確認させた。なぜならば、ハートはここで独自に新たな解決策を模索することを決心したからである。⁽⁶⁵⁾その後、ハートは清朝側の要求を追加条項に

挿入し、それを李・フルニエ協定に添付することで、清朝側はその批准に同意するのではないかと考えた。⁽⁶⁶⁾ ハートは下記の三点から成る追加条項を総理衙門に提案し、やがてその承認を得た。

一、本条約を三つの言語で作成すること。即ち中国語、フランス語ともう一つの言語。万一論争が起きた場合、最後の言語で起草されたものを正文として用いる。

二、李・フルニエ協定における、フランスと安南との間の取り決めにおいて中国の威望体面を傷つけるような言辞を挿入しないという条項に従う形で、安南国王が望めば、安南は慣例の貢物を中国に納め続ける行為に対して、フランス側は反対しないこと。

三、諒山の南の某所より、東方には海までの線を引き、また西方にはビルマの境界までの線を引くというように、境界を修正すること。⁽⁶⁷⁾

その後、総理衙門はこの追加条項の内容を曾に送り、二四日にマカートニーがこれをグランヴィルに提示した。⁽⁶⁸⁾ グランヴィルはこれをワディントンに伝え、やがてフェリ本人にまで届けられた。しかし、フェリはその内容を拒否した。彼にとつとりわけ許しがたかったのは、「清朝が主張しているトンキンとの境界線」と「清朝の安南に対する宗主権を何らかの形で正式に承認するという条項」であった。⁽⁶⁹⁾ ここから分かるように、フェリはベトナムの朝貢を承認することは、清朝のベトナムに対する宗主権を承認するのに等しい行為であると考えていたのである。

第五章 非公式交渉の再開とマカートニーの解説付き条約案

先述の如く、マカートニーとメイヤーの非公式交渉は一八八四年一月に一旦中断していた。しかし、キャンベルとフェリの秘密交渉が本格化していく中で、一八八五年二月一九日にマカートニーはメイヤーから交渉再開を打診する書翰を受領し、二三日にマカートニーはそれを承諾する旨、メイヤーに回答した。⁽⁷⁰⁾

その後、マカートニーからの返信を受領したメイヤーは、三月五日にロンドンに赴いて直接交渉を再開したいという希望をマカートニーに伝え、マカートニーは三月二日付けの書翰でその要望を受諾した。⁽⁷²⁾

三月五日に、メイヤーはマカートニーと初めての面会を果たし、また一〇日には、メイヤーはリゴードン (Rigaudin)⁽⁷³⁾ というフランス財務省の官僚を伴って清朝駐英公使館でマカートニーと会談した。マカートニーは、正式な交渉が再開されるとすれば、以前起草した条約案を仕切り直しの基本ラインとすることを条件として提示し、その条約案をリゴードンに手渡した。⁽⁷⁴⁾ ボルジャーによれば、当該草案はその場で三者によって初めて起草されたものであったが、上述の如く、その内容はマカートニーが以前起草したものを基本ラインとしたものであった。⁽⁷⁵⁾

しかし、この時の条約案の内容をマカートニーが以前起草したものと比較してみると、いくつかの語句が訂正されてきたほか、各項目がなぜフランス側の利益を損なわないものであるかを説いた解説がマカートニーによって付け加えられていた。ボルジャーはこの解説文に特段注意を払っておらず、また李恩涵もその条項のみを取り上げて引用し、解説文が付け加えられた意義について論及していない。⁽⁷⁷⁾ このような清仏間で異なるロジックが直接衝突す

る交渉の局面において、マカートニーが果たした役割は仲介者としての卓越した能力をはつきりと示すものである。当該条約案の第一～五条の内容と、それに対応する解説、またその末尾に付された注記の内容をここで確認しておこう。なお、傍線は筆者による。

一、中国の皇帝陛下は、その前任者たちが旧来取ってきた隣国の内政に干渉しないという方針に従うべく、安南のフランスあるいはそれ以外の国家との関係の有無については、安南国王の自由意志に任せる。

解説 この条項は中国の安南に対する宗主権を放棄することで、安南国王の独立を神聖なものとする。このように表現することが有用であると判断したのは、北京朝廷の傷つきやすい感情に優しく対応するためである。なぜならば、放棄に関するより形式張った語調を用いた場合、それは交渉の停止という悪影響をすぐさま及ぼすからである。「それ以外の国家」という語句を追加する必要があると判断したのも、上述と同様の目的である。

二、中国の皇帝陛下は、フランスと安南王国との間で締結されるすべての条約を承認することを約する。ただし、各条約は隣接する友好国が一般的に締結するような内容でなければならぬ。

解説 この条項は、これから締結される条約のみについて言及している。李・フルニエ協定のような締結済みの条約についての言及がみられないのは、以前締結した条約において中国が不愉快に感じる語句が含まれていないからである。

こうした条約を正式条約で代替することで、それより前に締結された条約を破棄した李・フルニエ協定でも

明記されているように、以前に締結された条約について言及するには及ぶまい。

正式条約は第二条により批准される。ついで、「締結済み」という語句を削除することで、フランスには何の影響も及ぼさない。

三、中国の皇帝陛下とフランス共和国の大統領閣下は、安南国王が従来どおり中国皇帝に対して貢物を納め続けることを承諾する。

解説 この条項が設けられたのは、中国の安南をめぐる權益の喪失を隠すためであると同時に、その機嫌を損なわないためのものでもある。

さらに、ここで言及しなければならないのは、中国皇帝は安南国王による貢物を納める行為を認めるが、いかなる手段によっても強要することはできない。

煎じ詰めると、フランスは安南国王に対するその妥当な影響力を行使することで、状況に応じた形で国王の態度を決定させることができるわけである。

四、本条約の第一条と第二条がもたらす新しい事態の結果として、両締約国は中国と安南王国の「トンキン」と呼ばれる地域との間の境界線をこれまで以上に明確に画定することを約す。

その境界はなるべく……という地点から……という地点まで引かれた線に沿って画定することを約す。

解説 この条項はトンキンをフランスに割譲するものである。

第一条と第二条によりどのような新しい事態がもたらされるのか。

それは、中国の隣にあるのは、属国ではなく、独立国である、という事態である。そのため、境界線をなるべく明快に画定しなければならない。

五、境界線が第四条で規定された通りに画定されるよう、両締約国は検査官を任命する。

さらに、両締約国は両国間の通商条約ならびに境界線のどの地点で商業活動が行われてもよいかを交渉する全権委員をも任命する。

解説 中国はフランス側にとってできるだけ有利な条約を起草することを厭わない、と付言することも許容されている。……

注記…

本条約は、フランスにトンキン並びに安南王国の全領土を割譲することを意味しているほか、かなりの商業上の利益をも与えるものである。

したがって、本条約は李・フルニエ協定と同等、またはそれ以上のものを与えるものである。何が違うかという点、五月一日の条約で採用された表現とは違って、中国の体面に関わる感情を傷つけないように起草されたのである。

(李・フルニエ協定の)第一条における「保護」という表現は、とりわけその感情を傷つけるものであることが発覚し、また将来において両国との間にさらなる困難をもたらす性質を潜在的に有したものであった。……⁽⁷⁸⁾

ここから分かるように、この解説は一八八四年一月にフランス側に提示された条約案の内実をより明確にしよ

清朝在外公館における西洋人スタッフの外交活動に関する考察

バレット

三二七

うと試みたものである。その要点は、ベトナムの宗主権は完全にフランスに譲ることとし、条約文に旧来の清越間の宗属関係を彷彿とさせる内容が残されたのは、あくまで清朝の「傷つきやすい感情」、つまりその「威望體面」を傷つけないための名目的な価値しかない言辞として挿入されたものに過ぎなかった、と纏められよう。なお、マカートニーが「威望體面」の内実をここまでではっきりさせた背景には、ハートが発案した追加条項がフェリに拒まれた際に、「清朝の安南に対する宗主権を何らかの形で正式に承認するという条項」がとりわけ許しがたいとフェリが発言したことを受けてのことだったというのは想像に難くない。

このようにマカートニーは清朝側の意を体しつつ、「威望體面」の問題をフランス側に理解できるようなロジックで解説することで、条約案の内容を明瞭にし、両者の間の和解、あるいは少なくともその条約案が交渉の基本ラインとして採用される状態へと導こうとしたのである。しかし、本条約案は最終的には交渉の基本ラインとして採用されなかった。ただし、留意しなければならないのは、岡本隆司が明らかにしたように、パリ議定書が締結された後も当該問題は依然として未解決のままであったため、ハートは五月一四日にキャンベルとコゴルダンに対して、この「體面」問題の内実をはっきりさせなければならなかったということである。⁷⁹この問題をめぐって、マカートニーとハートの間に特別なやり取りはなかったようだが、マカートニーがハートに先立ってこの「威望體面」問題の内実を明快に説明しようと試みた事實は、マカートニーの存在の重要性を再考し、あるいはハートの果たした役割を相対化する上で、重要な論点だと考えられる。

第六章 マカートニーの解説付き条約案の行方

上述のように、マカートニーの条約案は最終的には交渉の基本ラインとして採用されなかった。従来の研究ではその理由が十分に説明されておらず、あるいは誤った解釈で捉えられてきたため、ここでその過程を確認しておきたい。

一八八五年三月中旬の時点で、キャンベルとフェリとの交渉が始まってから二ヶ月ほど経過しており、既に最終的な妥結に近づいていた。フェリはハートが主導する交渉が目指す方向に満足し、極力ハート以外の仲介者と接触しようとはしなかった⁽⁸⁰⁾。しかし、当該交渉が最終段階に近づいていく中で、フェリはこの交渉が果たして清朝側に正式なものとして認識されているのかを懸念するようになり、一月二五日と三月一三日のキャンベルとの会談において、ハートとキャンベルに交渉の権限が付与されているとの証明を総理衙門より直接提供することを求めた⁽⁸¹⁾。つまり、次の段階に移るために、ハートは自らの権限の範囲を証明する必要に迫られたのである。

三月一三日、リゴードンは上司を通じてマカートニーの解説付き条約案をフェリに渡すことができた。それに対してフェリは、リゴードンの労を勞う一方、総理衙門から全権を付与された者としてしか交渉できないと説明した⁽⁸²⁾。既に述べたように、フェリがキャンベルに交渉権限の証明を求めたのは一月二五日と三月一三日であり、後者はマカートニーの解説付き条約案を受領したのと同日であった。おそらくフェリは、曾紀澤の承認を得たマカートニーの解説付き条約案を受領したのを機に、ハートとキャンベルの交渉権限についてさらに懸念を強め、証明の提出を再度

促したと推測される。また、そうしたフェリの懸念の背景には、清朝本国で行われてきた過去の交渉失敗ならびに本稿冒頭で述べた複数の交渉チャンネルの存在があったことは想像に難くない。

ともあれ、フェリの意向を受けてリゴードンは、曾紀澤に本国政府に対して全権の付与を要請してもらいたいと申し入れ⁽⁸³⁾、これを受けて、曾は三月一六日に総理衙門に対して本件について打診することになった⁽⁸⁴⁾。

翌一七日、総理衙門は曾に対して、ここ最近、ある人物がフェリと連絡を取っているが、李・フルニエ協定の締結を除き他に何も要求していないので、その交渉を既に容認していると伝えただけ、数日以内に確実な消息が出るはずだから、これでもうやく決着がつくかどうか、分かり次第、直ちに電報で知らせるとも伝えた⁽⁸⁵⁾。この時フェリと連絡を取っていたのは、他ならぬキャンベルであった。なお、総理衙門がここでキャンベルの名前を明示しなかったのは、フェリとの交渉が開始された段階で、成功の可能性を高めるべく、ハートは総理衙門とフェリに対して交渉内容を極秘扱いとするよう要請したため⁽⁸⁶⁾、総理衙門はそれに従って行動していたからと推測される。

他方、同日にマカートニーはメイヤーから、「フェリはあなたの条約案を基本ラインとしながら交渉してもよいと言っている」と記した書翰を受領する⁽⁸⁷⁾。フェリが果たして本当にこのように発言したのは判然としないが、曾は総理衙門から受領した電報の内容を尊重し、全権の付与を請訓しようとしなかった。全権付与についての消息が届かない中、二〇日にマカートニーは、曾が全権の付与を請訓するようすぐに総理衙門に打電してほしいという内容の書翰をメイヤーから再度受領した⁽⁸⁸⁾。

二三日になり、ハートとキャンベルの交渉権限はようやくフェリに承認された。権限の範囲の証明を提示するよ

う迫られていたハートの働きかけにより、総理衙門はこの件について二月二六日に上奏していたが、それに応える上諭は三月二一日になるまでなかなか降されなかった。翌二二日に李鴻章はフランス在天津領事のリステルーベにその上諭の存在を証明する書類を手渡し、翌日パトノートルはフェリにそれを報告した。⁽⁸⁹⁾

ビオーが残した記録によれば、公式なものにせよ、非公式なものにせよ、フェリはキャンベル以外の人物との交渉を一切許さなかった。⁽⁹⁰⁾しかし、マカートニーの解説付き条約案を記した文書はパリのフランス外交史料館所蔵の史料の中に確認できるほか、⁽⁹¹⁾その草案がフェリに渡された際に、「全権を付与された者として交渉できない」と発言していたことから、マカートニーの交渉ルートに完全に遮断しようとはしていなかったことが分かる。ハートの見解は彼が同年七月一四日にレンデルに送った書翰において確認できる。その中で彼は、フランスはハートの「権限の範囲を試すため」、ロンドンおよびベルリン駐在のフランス大使に、清朝公使（つまり曾紀澤と許景澄）との交渉を試みるよう命じた、との見方を示している。⁽⁹²⁾しかし、本稿の考察によれば、これは事実経過を正確に捉えたものとは言い難い。むしろ、こうした状況を生み出したのは、交渉の極秘性の維持をハート自身が望み、総理衙門もそれを尊重したからであった。⁽⁹³⁾

上諭の存在を証明できたことで、キャンベルとハートの交渉権限はフェリによって承認されたが、その後、清朝軍が諒山をフランス軍から奪還すると、フェリ内閣は三月二九日に総辞職することとなった。そして、四月四日にビオーとキャンベルとの間でパリ議定書が締結され、六月の天津条約の締結に際して、その基盤をなすこととなった。

おわりに

従来の研究では、曾紀澤の外交は本人の独力で行われたというような認識が定着したことにより、マカートニーをはじめとする館員や随員の雇用と活用の意義はほとんど等閑視されてきた。しかし、本稿が試みたように、実際の外交現場に焦点を当ててみると、曾が監督する立場を取りながらも、外交交渉実務の大部分はマカートニーが担うという構造が浮かび上がってくる。

では、曾の外交において、マカートニーの存在は具体的にはどのような意義を有したのか。序論の問題設定に沿って整理してみると、およそ以下のようになる。

第一に設定した問題は、曾とマカートニーが関わった外交交渉において、両者の間でどのような役割分担がなされていたのかという点であった。本稿の考察から得られた結果を整理してみると、マカートニーが今回の案件で担当した業務は次の三点から成った。第一に、フランス語によるル・ゴロワ紙主筆のメイヤーとの非公式交渉実務。第二に、イギリス外務省との応酬。そして第三に、条約案の起草。

しかし、部下が上司を補佐するというような構造、あるいは部下と上司の間には役割分担が存在したことは、通常の組織ではさほど珍しくない事柄であろう。では、マカートニーはなぜ注目に値する人物なのか。第二に設定した問題、即ちマカートニーの「二重性」が本案件でどのように作用したかという問題に対する本稿の答えを確認すれば、その重要性は自ずから明らかになる。本稿が示した通り、マカートニーの「二重性」は主として二つの

領域で作用した。まず、欧州側から彼へのコンタクトを容易にしたその人脈の広さ、また欧州社会における彼の知名度と社会的地位の高さは、清朝公使という身分（とりわけ駐仏公使を罷免された曾紀澤）ではなかなか成し遂げにくかった非公式交渉を開拓するのに有利に働いた。次に、マカートニーが清朝・欧州双方の文脈と諸言語に精通していたことで、清朝が拘泥した「威望體面」問題をフランス側にも理解できるようなロジックで説明し、条約案の内容を明瞭にして、両者の間の和解を導こうとした。

本稿の考察から得られた以上の知見は、清末中国外交史研究に対して次のような含意を持っていると言えよう。まず、序論でも明らかのように、ハート以外にも、清朝に雇われた西洋人は様々なレベルで清朝の外政に関与し、またその関与は決して例外的なものではなかった。ゆえに、清朝外政システムにおける西洋人スタッフの制度的な位置付け、またその政策決定過程への関与の意義についてさらなる検討が必要である。また、その延長線上で、在外公館で勤務した公使以外のスタッフが果たした役割についても考える必要があるだろう。最後に、メイヤーの事例が示すように、清末中国の在外公館が担った外交において非公式接触者が紛争解決の媒体として機能しようとすることもあった。このような現地レベルの非公式接触者の機能や役割については、さらなる検討が必要であろう。清末中国の外政システムの実態を歴史学でより正確に描いていくためには、今後、このようなことにも留意していく必要があることは、本稿が示した通りである。

〈史料略称〉

『交渉檔』…『中法越南交渉檔』中央研究院近代史研究所、一九六二年。

『外交史料』…『清季外交史料』外交史料編纂処、一九三二—一九三五年。

Archives: Archives of China's Imperial Maritime Customs, Confidential Correspondence between Robert Hart and James

Duncan Campbell, 1874-1907, compiled by Second Historical Archives of China & Institute of Modern History,

Chinese Academy of Social Sciences, Beijing: Foreign Languages Press, 4 vols., 1990-1993.

FO422: Great Britain, Foreign Office, Confidential Print Siam and South East Asia, 1850-1975.

MAE/PCP: Ministère des Affaires étrangères, Correspondance politique, Chine.

註

- (1) 代表的な研究として、Cordier, H., *Histoire des relations de la Chine avec les puissances occidentales, 1860-1900*, Tome 2, Paris: Felix Alcan, 1902, pp.519-527、Wright, S.F., *Hart and the Chinese Customs*. Belfast: Wm. Mullen & Son, 1950, pp.517-546、Eastman, L.E., *Throne and Mandarins: China's Search for a Policy during the Sino-French Controversy 1880-1885*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 1967, pp.183-190、岡本隆司『中国の誕生——東アジアの近代外交と国家形成』名古屋大学出版会、二〇一七年、一八八—二〇一頁（初出は同「清仏戦争の終結——天津条約の締結過程」『京都府立大学学術報告・人文』第六一号、二〇〇九年）があげられる。
- (2) こゝで、ハートとキャンベル、及び本稿が検討するマカートニー以外の交渉ルートについて説明したい。盛宣懷ルート：一八八四年十月、盛宣懷はフランス在天津領事のリステルーベ (Paul Ristelhuber) と会談し、洋関税務司のデトリング (Gustav Dering) が以前作成した提案書を基に

交渉、二人で新たな提案書を作成したが、結局失敗に終わった。Estiman, *op. cit.*, pp.174-183を参照。ジケルルート・ジケルの活動は二段階に区分できる。第一段階は一八八四年一月から翌年二月まで続いたが、その間ジケルは許景澄とフェリとの間の仲介役を果たし、条約案も独自に作成したが、両者に採用されるには至らなかった。第二段階はその失敗を受けて一八八五年三月に試みられ、ジケルは曾紀澤と何回か会談し、その会談内容に基いて新たな条約案を起草して、フェリに提出したが、これも最終的には採用されなかった。ジケルのこの時期の活動を取り上げた研究も存在するが、不明な点が多く、また史実に即していない記述もいくつも見られる。Leibo, S.A., *Transferring Technology to China: Prosper Giquel and the Self-Strengthening Movement*, Berkeley: Institute of East Asian Studies, 1985, pp.147-151を参照。許景澄ルート・許景澄は一八八五年二月に、フランス駐独大使のド・クルセル (Alphonse Chodron de Courcel) から接触を受けたが、その会談の内容やド・クルセルが接触を試みるに至った経緯は不明である。Wright, *op. cit.*, p.528を参照。

(c) Boulger, D.C., *The Life of Sir Halliday Macartney*, K. C. M. G., London: J. Lane, 1908.

清朝在外公館における西洋人スタッフの外交活動に関する考察

パレット

三二五

(4) 李恩涵『曾紀澤の外交』台北：中国學術著作獎勵委員會、一九六六年、第四章を参照。

(5) 李鴻章が雇用した西洋人幕友については、Folsom, K.E., *Friends, Guests and Colleagues: The Mu-Fu System in the Late Ch'ing Period*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1968, pp.152-157を参照。

(6) 李前掲註(4)書、二〇頁。曾紀澤とマカートニーの関係はまず友人関係として始まり、曾の欧州赴任後は、欽差出使大臣と参贊官の関係となり、仕事の上でも欠くことのできない単なる上下関係を越えた僚友となった。

(7) Boulger, *op. cit.*, p.239.

(8) 『交渉檔』第一冊「フランス公使あて総理衙門の照会、光緒元年五月二日、一一〜一二頁には、「越南本係中國屬國」とある。

(9) Cordier, *op. cit.*, p.243.

(10) Estiman, *op. cit.*, pp.110-111.

(11) このパイプはイリ条約交渉の舞台裏でも活用された。FO 881/4521を参照。

(12) Kiernan, E.V.G., *British Diplomacy in China, 1880-1885*, Cambridge: Cambridge University Press, 1939, pp.96-97, p.129, p.132を参照。なお、曾はこのパイプを利用する上で、彼

自身がある判断に沿って外交的な行動を取る前に、その外交上の判断や構想が英仏両国の目にいかにか映っているかある程度測ることができる一方、欧州の各方面からの非公式な助言も折に触れて得ることができた。

- (13) 岡本前掲註(1)書、一七九頁。
- (14) 岡本前掲註(1)書、一七八〜一八二頁。
- (15) 書き下し文は、岡本前掲註(1)書、一七三頁より引用した。Inspectorate General of Customs, ed., *Treaties, Conventions etc. Between China and Foreign States*, Vol. 1, 2nd ed., Shanghai: Statistical Department of the Inspectorate General of Customs, 1917, p.895には「法國約明現與越南議改條約之内決不插入傷礙中國威望體面字樣并將以前與越南所立各條約關涉東京者盡行銷廢」とある。
- (16) 清朝がそもそもベトナムを「属国」として位置づけ続けたかった背景には、いくつかの要因がある。まず、ベトナムに対する「上国」の地位を失い、「対等」な関係になれば、それは対内対外的な「面子」を傷つけかねない、という体面上的の問題があった。そして、清朝が何よりも懸念していたのは「属国」としてのベトナムを喪失すると、それが朝鮮との宗属関係に波及しかねないことにあった(この点に関しては、岡本前掲註(1)書、二〇四〜二〇七頁を

参照)。なお、この時期に関していえば、「属国」の存在が清朝にとって重要であったのは、安全保障上「緩衝国」の機能を果たしていたからである(この点に関しては、たとえば茂木敏夫「李鴻章の属国支配観——一八八〇年前後の琉球・朝鮮をめぐる」『中国・社会と文化』第二号、一九八八年、九五〜九六頁を参照)。

- (17) 岡本前掲註(1)書、一八一〜一八二頁。
- (18) ボルジャーの伝記では、非公式接触者とその所属先は明記されていないが、次註で引いている咨文では、「噶馬」と「勾爾瓦報」の当て字がそれぞれ与えられている。李前掲註(4)書、三八七頁では、これがル・ゴルワ紙に相当するという推測がなされているが、筆者はこの見解に賛同する。なお、その非公式接触者が誰なのかはこれまでの研究では明らかにされていないが、当時の同紙主筆はメイヤーが務めていたことから、筆者は「噶馬」がメイヤーであると判断した。
- (19) Boulger, *op. cit.*, pp.371-373. 『交渉檔』第四冊、總理衙門あて曾紀澤の咨文、光緒一〇年二月初六日受理、二五〇六〜二五二三頁。
- (20) Boulger, *op. cit.*, p.371.
- (21) 例えば、マカートニーは曾紀澤とともに一八八四年七

- 月にマールバラ・ハウスで開かれた園遊会に参加し(“Garden Party at Marlborough House”, *The Morning Post*, July 26 1884, p.3)。²³⁾ また一八八五年二月にロンドンのスパニッシュ教会で開かれたアルフォンソ二世のレクイエムに清朝の代表として参列してつた(“The Late King Alfonso”, *Manchester Courier and Lancashire General Advertiser*, Dec. 7 1885, p.8)。²⁴⁾
- (22) 例えは Macartney, H., “The Marquis Tseng”, *The Times*, Aug. 7 1884, p.4を参照。なお、曾紀澤の著作として知られる「中國先睡後醒論」という有名な論説がマカートニーとの共著であったことを注目に値するであろう。Boulger, *op. cit.*, p.431を参照。
- (23) Boulger, *op. cit.*, p.394.
- (24) *Le Gaulois*, Aout 14 1884, p.1, *Le Marin*, Aout 12 1884, p.2, *Le Temps*, Aout 14 1884, p.2.
- (25) Boulger, *op. cit.*, p.20, p.281.
- (26) フランス側が北黎事件の賠償金を要求したのは、上海において一八八四年七月二五日から八月下旬まで断続的に続けられた南洋大臣曾国荃と新任のフランス駐清公使パトノートルとの間で行われた交渉においてであった。Eastman, *op. cit.*, pp.137-173を参照。
- (27) Boulger, *op. cit.*, pp.373-374.

清朝在外公館における西洋人スタッフの外交活動に関する考察

パレット

三二七

- (28) 『交渉檔』第四冊、総理衙門あて曾紀澤の咨文、光緒一〇年二月初六日受理、二五〇六頁。
- (29) Boulger, *op. cit.*, pp.374-375.
- (30) *Ibid.*, p.376.
- (31) *Ibid.*, pp.377-378.
- (32) *Ibid.*, pp.378-379.
- (33) 『外交史料』卷四十八、「使英曾紀澤致總署詢中法和約電」光緒一〇年九月一日、一八頁。
- (34) Boulger, *op. cit.*, pp.379-381.
- (35) 『外交史料』卷四十八、「使英曾紀澤致總署法對和議情形電」光緒一〇年九月二日、二六頁。
- (36) 『外交史料』卷四十八、「軍機處奏英欲調停戰事擬定辦法請寄李鴻章曾紀澤核辦摺」光緒一〇年九月二日、二四一-二六頁。FO422/3, Sir H. Parkes to Earl Granville, No. 39, Nov. 21 1884.
- (37) 岡本前掲註(一)書、一八五頁。
- (38) 同上。
- (39) *Archives*, Vol. 2, No.1267, Campbell to Hart, Nov. 28 1884, p.126.
- (40) 『外交史料』卷四十八、「軍機處奏英欲調停戰事擬定辦法請寄李鴻章曾紀澤核辦摺」光緒一〇年九月二日、二四

一六頁。

- (41) FO422/2, The Marquis Ts'eng to Earl Granville, No. 680, Nov. 15 1884.
- (42) FO422/2, Sir H. Parkes to Earl Granville, No. 679, tel., Nov. 16 1884.
- (43) FO422/2, Earl Granville to Sir H. Parkes, No. 681, tel., Nov. 17 1884, 引用文中の () の内容は筆者による補足である。
- (44) 『翁同龢日記』光緒一〇年九月二七日。
- (45) *Archives*, Vol. 2, No. 1267, Campbell to Hart, Nov. 28 1884, p. 126.
- (46) 々の点に関しては、青山治世「清末の出使日記と外交史研究における利用に関する一考察」『現代中国研究』第三二号、二〇〇八年、前掲註(31)を参照。
- (47) *Archives*, Vol. 2, No. 1267, Campbell to Hart, Nov. 28 1884, p. 126.
- (48) Boulger, *op. cit.*, pp. 482-483, 引用文中の () の内容は筆者による補足である。
- (49) McMahon, D., "China in European Dress: The Qing Legation, Halliday Macartney, and Representation of China in the British Press, 1877-1896", *Fu Jen Historical Journal*, Volume 31, 2013を参照。
- (50) 書き下し文は、岡本前掲註(1)書、一八七頁より引用した。『外交史料』巻四十九、「使英曾紀澤致總署與法廷磋商和約電」光緒一〇年一〇月初一日、一五頁には、「一、華允越交隣。二、越與各國訂約、無礙於華者可允。三、越照舊貢華。四、自諒山東某處至保勝下某處畫線、依線劃可分之界。五、華允派員商邊界商務。六、華法越兵停戰。七、約畫押後、若干日在北京互換。未換前、撤封口法船、已換、即退臺北法兵。八、西曆本年元日前中法約、仍照行。此約、譯漢法文各三分。」とある。なお、原文はFO422/2, Chinese Proposals for making Terms with France (Communicated by Dr. Macartney to Sir J. Pauncefote, Nov. 23 1884), No. 723において確認できる。
- (51) 前述の如く、曾紀澤はフランス外務省への抗議活動において、清越間の宗属關係を再三主張していた。しかし、ここから分かるように、曾はその態度を改めている。これは、交渉当事者としての責任を果たすべく、元来の政見を封印したものと考えられるが、先述のように、清朝側の史料によれば、イギリス側が軍機処の対案に入っていた「保護」という表現に難色を示していたため、曾と清朝政府の方針転換においてイギリス側の人間が何らかの影響を与えた可能性がある。また、一八八三年九月に、マカートニー

は個人の意見として、プランケットに対して清仏間で「安南のフランスへの割譲を前提とした取り決めがなされない理由が見出せない」と述べたことがあり、マカートニーが會を説得した可能性も考えられる。FO422/1, Mr. Plunkett to Earl Granville, No. 102, Sept. 19 1883を参照。

(52) 岡本前掲註(一)書、一八七頁。

(53) 岡本隆司「清末の対外体制と対外関係」飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史Ⅰ：中華世界と近代』東京大学出版会、二〇〇九年、三一頁。

(54) *Archives*, Vol. 2, No.1267, Campbell to Hart, Nov. 28 1884, p.126.

(55) *Ibid.*

(56) 岡本前掲註(一)書、一八七頁。『外交史料』卷四十九、「使英會紀澤致總署與法廷磋商和約電」光緒一〇年一〇月初一〇日、一五頁。

(57) FO422/2, Earl Granville to Viscount Lyons, No. 726, confidential, Nov. 24 1884.

(58) *Archives*, Vol. 2, No.1267, Campbell to Hart, Nov. 28 1884, pp.126-127. FO422/2, Earl Granville to Viscount Lyons, No. 726, confidential, Nov. 24 1884.

(59) 『外交史料』卷四十九「使英會紀澤致總署與法廷磋商和

約電」光緒一〇年一〇月初一〇日、一五頁。*Archives*, Vol. 2, No.1267, Campbell to Hart, Nov. 28 1884, p.127.

(60) 『外交史料』卷四十九「旨飭會紀澤應付合議辦法電」光緒一〇年一〇月初一〇日、一七頁。*Archives*, Vol. 2, No.1267, Campbell to Hart, Nov. 28 1884, p.127.

(61) FO422/2, Earl Granville to Sir H. Parkes, No. 765, Dec. 1 1884.

(62) Ferry, J. & Robiquet, P., *Discours et Opinions de Jules Ferry*, Paris: Armand Colin & Cie, 1897, tome 5, pp.480-481.

(63) FO422/2, Earl Granville to Sir H. Parkes, No. 792, Dec. 3 1884.

(64) FO422/2, Memorandum of Communication received by Earl Granville from the Marquis Tséng, No. 792, Dec. 3 1884.

(65) *Archives*, Vol. 3, Telegram No. 1009, Hart to Campbell, No. 162, Dec. 12 1884, p.1148.

(66) *Ibid.*, Vol. 3, Telegram No. 1012, Hart to Campbell, No. 164, Dec. 14 1884, p.1148.

(67) FO422/2, No. 863, Earl Granville to Sir H. Parkes, Foreign Office, Dec. 24 1884.

(68) *Ibid.*

(69) FO422/2, No. 895, Viscount Lyons to Earl Granville, Paris,

清朝在外公館における西洋人スタッフの外交活動に関する考察

バレット

三三九

- Dec. 30 1884.
- (70) Boulger, *op. cit.*, p. 385.
- (71) *Ibid.*, pp. 385-386.
- (72) *Ibid.*, p. 387.
- (73) リュータンのフルネームは不明である。
- (74) *Archives*, Vol. 2, No. 1340, Campbell to Hart, Aug. 14 1885, p. 219.
- (75) Boulger, *op. cit.*, p. 393.
- (76) 十一月の条約案では、境界線として、どの点からどの点まで線を引くべきかが明記されていたのに対し、今回の条約案ではそれが明記されていない。ワディントンは十一月にこの項目に難色を示していたため、それを考慮して修正だと推測される。
- (77) 李前掲註(4)書、一三九頁。
- (78) Boulger, *op. cit.*, pp. 388-392, MAE/CPC 67, Projet de Traité entre la France et la Chine, Londres, 10 mars 1885, No. 220-226.
- (79) 岡本前掲註(1)書、一九五頁。
- (80) *Archives*, Vol. 3, Tel. No. 1079, Campbell to Hart, No. 331, Feb. 26 1885, p. 1159.
- (81) *Ibid.*, Vol. 3, Tel. No. 1052, Campbell to Hart, No. 316, Jan. 25 1885, p. 1155, *Archives*, Vol. 2, No. 1296, Campbell to Hart, Mar. 13 1885, p. 164, *Archives*, Vol. 3, Tel. No. 1103, Campbell to Hart, No. 343, Mar. 17 1885, p. 1164.
- (82) MAE/CPC 67, Ministère des Finances à Jules Ferry, Paris, le 15 mars 1885, No. 254.
- (83) Boulger, *op. cit.*, p. 393.
- (84) 『外交史料』卷五十四「使英曾紀澤致總署法外部來問和局可否與商電」光緒十一年正月三〇日、一四一—一五頁。
- (85) 『李鴻章全集(一)電稿』「譯署致曾侯」光緒十一年二月初一日、四五—四頁。
- (86) *Archives*, Vol. 2, No. 1293, Campbell to Hart, Feb. 27 1885, p. 159, *Ibid.*, Vol. 2, No. 1296, Campbell to Hart, Mar. 13 1885, p. 165.
- (87) *Archives*, Vol. 2, No. 1340, Campbell to Hart, Aug. 14 1885, p. 219.
- (88) *Ibid.*
- (89) Wright, *op. cit.*, p. 529.
- (90) Un diplomate [Albert Billo]. *L'affaire du Tonkin: Histoire diplomatique de l'établissement de notre protectorat sur l'Annam et de notre conflit avec Chine, 1882-1885*, Paris: J. Hetzel et Cie., [1885], p. 349.

(91) 前掲註(77)を参照。

(92) National Library of Wales, Stuart Rendel Papers, No. 1754, Robert Hart to Stuart Rendel, July 14 1885.

(93) ハートとフェリとの交渉が続く一方、それ以外の和解の試みが同時に行われたことは、両者がその「守秘義務」を然るべく果たしていたからこそ起り得たことであつたとも推測できる。なお、こうした状況はマカートニーとキャンベル、ハートとの関係の悪化をもたらしたようである。マカートニーがパリ議定書締結の報に接すると、自らが作成した条約案をキャンベルがパリに持ち込んで交渉したと勘違いした。マカートニーはその見解を新聞記者にも伝えため、いくつかの誤った報道がなされ、ハートらの怒り

を買う結果となつた (*Archives*, Vol. 2, No. 1354, Hart to Campbell, Oct. 3 1885, p.235-2v) *Ibid.*, Vol. 2, No. 1362, Campbell to Hart, Oct. 23 1885, pp.244-245を参照)。マカートニーとハートの関係は以前から良好ではなく(賈熟村「赫徳与馬格里」『東方論壇』第一期、二〇〇九年を参照)、またのちの清英ビルマ・チベット協定をめぐる交渉においても、方針の違いにより対立した(箱田恵子『外交官の誕生——近代中国の対外態勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会、二〇一二年、第四章を参照)。

(東京大学大学院博士後期課程)

日本学術振興会特別研究員(DC2)

central government, as increasing intervention in the governance of Beijing became one part of the Jiaqing Era reforms.

Despite such imperial efforts to strengthen social order in the capital city, from the middle of the Jiaqing Era on, the poor and transient population of Beijing began to increase, as shown by the rising outlays for the transient shelters (*qiliusuo* 棲流所) which the government operated, exceeding the original funding. This crisis continued to plague Beijing's citizenry. Therefore, the private sector began distributing food actively with the governmental support. Here we can see how the private sector supplemented the often inadequate and delayed measures being taken by the government, which in turn approved and actively supported these private efforts in order to incorporate them into the city governance.

The Role of Western Staff in Qing China's Legations:
Halliday Macartney and the Sino-French War

Thomas P. BARRETT

The Qing's fledgling diplomatic system in the late 19th century was supported both domestically and abroad by Westerners employed as diplomatic staff in its legations and consulates; as auxiliary advisors primarily outsourced from the Imperial Maritime Customs Service on an ad-hoc basis by provincial governors; and by Robert Hart, Inspector General of the Imperial Maritime Customs Service. However, scholars have yet to provide an in-depth analysis of the role and significance of the Western staff in the Qing's legations and consulates.

In order to begin to clarify the role of such individuals, this paper analyses the function of Halliday Macartney, a Scotsman who served as Counsellor to the Qing Legation in London, in informal negotiations during the Sino-French War which were overseen by his direct superior Zeng Jize, the then incumbent Qing Minister to Britain and Russia.

Past studies have typically portrayed Zeng's diplomacy as a singlehanded effort, and have failed to recognise the contributions of Macartney. This author demonstrates how, in the case of Zeng's diplomacy

during the Sino-French War, while ultimate accountability lay with Zeng, Macartney was responsible for: (1) overseeing informal negotiations with agents of the French government; (2) acting as go-between for the Qing Legation with the British Foreign Office when attempting to elicit both formal and informal British assistance; and (3) drawing up all treaty drafts produced by the Qing London Legation in this period.

Moreover, this paper demonstrates how Macartney's bicultural identity and bicultural understanding benefited the Qing side in these negotiations. It argues that Macartney's social standing within European society, and the concomitant personal networks it enabled, helped to initiate the informal negotiations referred to above. It further demonstrates how Macartney's multilingual talents and familiarity with both traditional Chinese and Westphalian systems of interstate relations enabled him, in a last-ditch attempt at achieving rapprochement between the two parties, to clarify for the French side the enigmatic demands of the Qing relating to a purely nominal acceptance of the continuation of the 'suzerain-dependency' relationship between China and Vietnam, after accepting French sovereignty over Vietnam.

The author concludes that Zeng's diplomacy ought to be interpreted in light of these contributions by Macartney.

Some Problems of the *Xitan zi ji* (悉曇字記) Shown by the Forms of Siddham Letters: A Focus on the Letters of the Initial Long *ī*, *cha*, and *ḍha*

HASHIMOTO Takako

The Siddham Script derives from the northern Indian script used from the sixth through the tenth centuries. It was introduced to East Asia along with Buddhism. Zhiguang, an eighth-century Chinese monk, wrote the highly regarded *Xitan zi ji* (悉曇字記, "An Explanation of Siddham Letters") to explain Siddham spelling and pronunciation. However, the forms of the letters representing the initial long *ī*, *cha*, and *ḍha* in the *Xitan zi ji* are different from those used in northern India. According to textual research on Siddham learning in Tang China, the causes and background of the use of these three